

## 「千葉市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正（案）」に係るパブリックコメント手続の実施について

千葉市では、介護保険法等の改正により、介護保険サービス事業所等に係る指定基準を改正します。つきましては、「千葉市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」等の一部を改正するためのパブリックコメント手続を実施しますので、お知らせします。

### 1 パブリックコメント手続

(1) 公表期間 平成30年1月4日（木）～平成30年2月5日（月）

(2) 公表方法

ア 市ホームページへの掲載

【URL】<http://city.chiba.jp/go/pbc>

イ 市内施設での閲覧

介護保険事業課（市役所1階）、市政情報室（中央コミュニティセンター2階）、各区役所地域振興課、市図書館

### 2 意見の募集

(1) 募集期間 平成30年1月4日（木）～平成30年2月5日（月）

(2) 提出方法

ア 郵送 〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号  
千葉市役所 介護保険事業課

イ FAX 245-5621

ウ 電子メール [kaigohokenjigyo.HWS@city.chiba.lg.jp](mailto:kaigohokenjigyo.HWS@city.chiba.lg.jp)

エ 持参 介護保険事業課、各区役所地域振興課

(3) 市民等への周知

ア ちば市政だより 1月号掲載

イ 市ホームページ 平成30年1月4日公開

(4) 市の考え方の公表

意見の概要とその意見に対する市の考え方は、平成30年2月上旬に市ホームページで公表する予定です。なお、住所、氏名などの個人情報は公表しません。

### 3 今後のスケジュール（予定）

平成30年1月4日～ パブリックコメントの実施

2月 平成30年第1回定例会に議案提出

3月 事業所を対象とした説明会を開催

4月1日 条例施行（一部の規定は10月1日施行）

### 4 添付資料

千葉市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正の概要